

【相続法改正および法務局における自筆証書遺言の保管制度の施行日】

以下のとおり、各制度が段階的に改正・新設されるのでご注意を。

改正・新設制度	施行日
1. 配偶者居住権の新設	2020年4月1日
2. 夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置	2019年7月1日
3. 預貯金の払戻し制度の創設	2019年7月1日
4. 自筆証書遺言の方式緩和	2019年1月13日（施行済）
5. 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設	2020年7月10日
6. 遺留分制度の見直し	2019年7月1日
7. 特別の寄与の制度の創設	2019年7月1日

